

件 名	茶の湯を生かしたまちづくりについて
経過・現状 政策課題	<p>【経過】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中世の国際交易都市として繁栄した堺は、わび茶を大成した茶聖・千利休をはじめ、今井宗久や津田宗及などの優れた茶人を多数輩出。豪商等の一部の者に限らず、広く茶の湯を楽しむ文化が根付いていたとされている。 ・現在、「千利休のふるさと堺」として、学校教育での茶の湯体験をはじめ、大茶会の開催、庁舎内での呈茶などの取組を実施。 ・平成27年3月には、さかい利晶の杜・千利休茶の湯館を開設。三千家による茶の湯を体験できる茶室を設置。 <p>【課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「千利休のふるさと」としての発信力の強化 ・茶の湯の精神のさらなる浸透
対応方針 今後の取組 (案)	<p>【対応方針】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民全体が茶を通して健やかな心を養うとともに、茶を通じたふれあいの時間を大切にしよう機運を醸成するとともに、茶の湯の精神を生かしたまちづくりを推進する ・市民、事業者及び市が協力及び連携をし、茶の湯の精神を広く浸透させることにより、市民の豊かな心を醸成するとともに都市魅力の向上を図るための条例を制定する <p>【各主体の役割】</p> <p>①市民</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶の湯の精神を理解し、もてなしの心を持って来訪者に接するとともに、ふれあいの時間を大切にするように努める <p>②事業者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶の湯の精神を理解し、もてなしの心を持って来訪者に接するとともに、茶の湯の精神の浸透に資する取組を促進するよう努める <p>③市</p> <ul style="list-style-type: none"> ・茶の湯の精神を浸透させるための文化、教育、観光、産業等の振興施策に関し必要な措置を講ずる（具体的な取組は別紙） ・市民や事業者が行う茶の湯の精神の浸透に資する取組に協力するよう努める <p>【連携及び協力】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市民、事業者及び市は、協力及び連携をし、茶の湯の精神を生かしたまちづくりの推進に努める <p>【スケジュール（案）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成30年5月16日 条例案の公表 ・平成30年6月9日 茶の湯を生かしたまちづくりに向けた意見交換会の開催 ・平成30年6月21日 パブリックコメントの実施 ～7月20日 ・平成30年8月以降 議会に提案
効果の想定	・市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上
関係局との 政策連携	市長公室、健康福祉局、産業振興局、教育委員会事務局

茶の湯を生かしたまちづくりについて

現状の取組みと課題

【現状の取組み】

- ・ 堺・スタンダードとして学校教育での茶の湯体験
- ・ さかい利晶の杜での三千家による茶の湯体験
- ・ 「利休のふるさと堺大茶会」の開催
- ・ 市庁舎での茶の湯によるおもてなし など

【課題】

- ・ 千利休のふるさと堺としての発信力強化
- ・ 茶の湯の精神の更なる浸透



「千利休を生んだまち堺」として茶の湯の精神を浸透

めざすべき姿

「茶の湯の精神」（互いを敬い、思いやりの心を持つ）を浸透させる
「茶育」の振興＝茶を通して健やかな心を養い、もてなしの心を育む
「茶の間」の活用＝茶を通じたふれあいの時間を大切にする

- (1) 堺が千利休のふるさとであることを誇りに思う。
- (2) 茶の湯の精神が息づくまちをめざす。

茶の湯の精神を生かしたまちづくり

それぞれの役割

市民

茶の湯の精神を理解し、もてなしの心をもって来訪者に接するとともに、ふれあいの時間を大切にするよう努める。

事業者

茶の湯の精神を理解し、もてなしの心をもって来訪者に接するとともに、茶の湯の精神の浸透に資する取組みを促進するよう努める。

協力・連携

市

- (1) 茶の湯の精神を浸透させるための文化、教育、観光、産業等の振興施策に関し必要な措置を講ずる。
- (2) 市民又は事業者が行う茶の湯の精神の浸透に資する取組みに協力するよう努める。

具体的な取組み

文化振興

- (1) 茶の湯の文化の普及、促進
 - ・ さかい利晶の杜「千利休茶の湯館」での千利休に関する展示
 - ・ 寺社仏閣をはじめ、民間施設で開催される茶の湯イベントの奨励
- (2) 茶の湯をはじめ、美術、工芸、書画、生花など茶の湯に関連する日本の文化の振興



教育振興 (学校・家庭)

- (1) 茶の湯を通じた、子どもの心の健やかな成長に寄与（「茶育」の取組み）
 - ・ 市内小中学生を対象に、学校やさかい利晶の杜等での茶の湯体験を通じて、思いやりや心の豊かさを育成
- (2) 茶を通じたふれあいの時間（「茶の間」）の活用

観光振興

- (1) 千利休のふるさと「堺」のプロモーション
 - ・ 「千利休」大河ドラマの誘致の推進
 - ・ 茶の湯や千利休をテーマとした観光周遊の促進
- (2) もてなしの心で来訪者をお迎えすることによるリピーター創出
- (3) 茶の湯関連イベントの開催
 - ・ 堺W（和菓子）-1グランプリの拡充
- (4) 海外来訪者に対する気軽に触れられる茶の湯の文化の施策展開と発信

産業振興

- お茶、お香、和菓子、懐石料理をはじめとする和食や包丁など現在も堺に脈々と続く茶道に関連する伝統産業の振興に寄与
- ・ 堺銘茶の普及
 - ・ 和食を通じた堺打刃物の販売促進
 - ・ 堺和菓子の消費拡大
 - ・ 線香やお香の消費拡大



条例制定に向けて

- (1) 市長と有識者、事業者等との公開意見交換会を実施
- (2) 庁内に条例の考えを浸透させ、取り組み内容を検討
- (3) パブリックコメントの実施

市民の豊かな心の醸成・都市魅力の向上

(案)

堺茶の湯まちづくり条例

堺は、中世、世界に開かれた貿易都市として発展を遂げるとともに、町衆が治める自由・自治都市として繁栄し、進取の気風に満ちあふれていた。その中で多くの優れた茶人が生まれ、なかでも千利休は、わび茶を大成し、茶の湯の文化に大きな足跡を残した。また、当時の茶道具が堺環濠都市遺跡の各所で数多く発掘されていることから、豪商など一部の者に限らず、広く茶の湯を楽しむ文化が根付いていたといえる。

茶の湯は、美術、工芸、書画、生花、料理、菓子等の幅広い分野にわたるものであり、世界に誇るべき日本の文化として連綿と息づいている。

堺では、茶の湯を楽しむ文化が受け継がれ、現代においても、市民、事業者等によって様々な茶会が催されるとともに、茶の湯に触れ、楽しむ機会が設けられている。私たちは、これからも千利休が重んじた、もてなしとふれあいを大切にする茶の湯の精神を理解するとともに、これを次世代に引き継いでいかなければならない。

ここに、私たちは、改めて堺が千利休のふるさとであることを誇りに思い、茶の湯の精神が息づくまちをめざすことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、市民、事業者及び市が連携及び協力をし、本市において茶の湯の精神を広く浸透させることにより、市民の豊かな心の醸成及び都市魅力の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 本市の区域内（以下この条において「市内」という。）に居住し、又は市内に所在する学校、事業所等に通学し、若しくは通勤する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行うものをいう。
- (3) 茶の湯の精神 互いを敬い、思いやりの心を持ち、ふれあいの時間及び空間を大切にする精神をいう。

(市民の役割)

第3条 市民は、茶の湯の精神を理解し、もてなしの心を持って来訪者に接するとともに、ふれあいの時間を大切にするよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第4条 事業者は、茶の湯の精神を理解し、もてなしの心を持って来訪者に接するとともに、茶の湯の精神の浸透に資する取組を推進するよう努めるものとする。

(案)

(市の役割)

第5条 市は、茶の湯の精神を浸透させるための文化、教育、観光、産業等の振興に係る施策に関し必要な措置を講ずるものとする。

2 市は、市民又は事業者が行う茶の湯の精神の浸透に資する取組に協力するよう努めるものとする。

(連携及び協力)

第6条 市民、事業者及び市は、連携及び協力をし、茶の湯の精神を生かしたまちづくりの推進に努めるものとする。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行する。